

令和2年4月17日

保護者の皆様

旭川市立西御料地小学校

校長 石ヶ森 孝 順

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業のお知らせ

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、保護者の皆様のご理解のもと、4月7日より学校を再開したところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、全国の都道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。さらに、北海道は特定警戒都道府県に指定され、北海道と旭川市が一丸となって感染症の拡大防止に取り組んでいくことが求められています。

こうした緊急の状況の中、本校におきましては、北海道教育委員会並びに旭川市教育委員会の通知を受け、4月20日（月）から17日間を臨時休業とすることといたしました。

保護者の皆様におかれましては、次の事項についてご理解いただき、子どもたちの健康と安全を守るための今回の措置に、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 臨時休業期間

4月20日（月）～5月6日（水）の17日間

*学校を5月7日（木）に再開します。

*7日（木）・8日（金）は、午前授業で給食があります。

*臨時休業の期間が延長されるなどの場合は、連絡メールを通じてお知らせいたします

2 保護者の皆様へのお願い

(1) 健康について

① 「健康観察記録表」を配付しましたので、朝夕の検温をこまめに行うなど、お子様の体調管理と健康観察をお願いします。また、4月の学校再開前と同様に Web 上の入力フォームを利用して、学校がお子様の健康状況を確認しますので、あわせてご協力をお願いいたします。発熱や風邪症状が見られる場合には、学校へご連絡ください。また、担任より電話等で体調や生活・学習の状況等についてうかがわせていただくこともありますので、よろしくお願ひします。

② 臨時休業期間中、不要不急の外出は避け、咳エチケット（マスク等）、手洗いの励行、3密（密集・密接・密閉）を避けることなどについてお子様にお話してください。

(2) 学習について

① 時間を決めて、計画的に学習を進めるようお声がけください。

② eライブラリー・市教委「あさひかわ春の学び場」や、学校から配付された家庭学習課題・各教科のワーク・ドリル等を活用し、計画的に家庭学習に取り組ませてください。

(3) 生活について

- ① 生活リズムチェック表を活用しながら、規則正しい生活にご配慮をお願いします。
- ② SNS等の使用では、時間を決め、情報モラルに注意させてください。
- ③ 自転車での外出など、交通安全には十分注意ください。
- ④ お子様の心や体についてご心配やご相談のある場合は、下記の相談窓口等にお問い合わせください。

【旭川市保健所電話相談窓口 26-2397】

【子どもホットライン 0120-5285-06】

【子ども相談支援センター 0120-3882-56】

【西御料地小学校 65-0157】

(4) 学校行事等について

- ① 4月28日(火)より開始を予定していた希望される保護者を対象にした個人面談は、延期することとし、延期される期日や内容を改めて検討し、決まり次第お知らせいたします。なお、緊急に相談されたいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。
- ② 5月21日(木)に予定していた遠足は、1学期の実施を見合わせます。
- ③ 6月13日(土)に予定していた運動会は、1学期の実施を見合わせます。

(5) 子どもの緊急的な受け入れについて

- ① 仕事を休むことができず、その他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい世帯の児童に限り、平日午前中のみ利用できます。
- ② 平日午後と土曜日は、放課後児童クラブに入会している児童のみ利用が可能です。
- ③ 発熱や咳等の風邪症状がある場合は、利用できません。
- ④ 利用にあたっては、別途配付の「学校の臨時休業中の子どもの緊急的な受け入れ対応について(お知らせ)」をご覧ください。

(6) 少年団活動について

- ① 臨時休業期間中、中学校の部活動は中止となります。学校施設は開放できませんので、少年団活動につきましても、こうした事情をお酌み取りいただきますようお願いいたします。

(7) その他

- ① 今後、緊急のお知らせについては、連絡メールや学校ホームページを活用して発信させていただくこともございます。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 学校給食の提供中止に伴う給食費の取扱いについては、別途お知らせいたします。
- ③ 「就学援助制度のお知らせ」を配付しております。ご希望されるご家庭につきましては、旭川市教育委員会就学援助担当までお問い合わせください。

(25-9117)